

平成 30 年度 四国中央市総合教育会議議事録

【日 時】 平成 31 年 2 月 15 (金) 午前 10 時 00 分～

【場 所】 四国中央市役所 5 階大会議室

【次 第】 1 開会

2 市長あいさつ

3 協議事項

学校と保護者・地域住民等による学校づくり、地域づくりについて
・コミュニティ・スクールの導入について
・公民館のあり方について

4 その他

5 閉会

【出席者】

(構成員) 四国中央市長 篠原 実

四国中央市教育委員会

教育長 伊藤 茂

教育委員 篠原祥子 (教育長職務代理者)

教育委員 鈴木千明

教育委員 東 誠

教育委員 篠原 理

(構成員以外) 市長部局

坂上副市長

宝利総務部長

教育委員会事務局

石川教育管理部長 眞鍋教育指導部長

森実教育総務課長 窪田生涯学習課長

石川文化・スポーツ振興課長 品川学校教育課長

(事務局) 総務調整課 3 名

【傍聴者】 なし

【報道機関】 1 社

1 開会

(事務局)

只今より、平成 30 年度四国中央市総合教育会議を開会いたします。

なお、この会議は原則公開することとなっており、本日は傍聴を許可しておりますので、ご了承ください。

2 市長あいさつ

(市長)

本日は、平成 30 年度の総合教育会議を招集したところ、ご参集賜り、ありがとうございます。

インフルエンザが猛威を振るっておりましたが、ここに来てようやく峠を越えたように思います。それでも終息までにはもうしばらくの時間を要すると思われるので油断はならないという状況です。

教育行政に関することとして、今年度の主要事業の一つでもある東部学校給食センターも完成に向けいよいよ大詰めになってまいりました。新たに、小中学校の空調設備については発注の段階を迎えております。教育現場においては日々様々な事案がある中、各事業の完了までご苦労があると思いますがご協力をよろしくお願いします。

また、去る 6 月に発生した大阪北部地震では、ブロック塀の倒壊による痛ましい事故がありました。当市においても少なくとも学校周辺、特に学校施設や通学路上のブロック塀等について順次安全確保に努めてまいります。

全国的な問題として、幼児や児童への虐待という痛ましい事件が起こっております。一人の人間としては最悪の事態を招く前に何とかならなかったのかという憤りがあります。二度とこのようなことが起こらないよう、当市においても関係機関それぞれがしっかりと当事者意識を持ち、社会全体できちっと対応していかなければならないと思っておりますので、皆さま方にも是非ご尽力を賜りたいと思います。

本日は、学校と地域づくりについて議論していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

3 協議事項

【テーマ】学校と保護者・地域住民等による学校づくり、地域づくりについて

(1) コミュニティ・スクールの導入について

(市長)

本日の大きなテーマである「学校と保護者・地域住民等による学校づくり、地域づくりについて」教育長から提案理由の説明をお願いします。

(教育長)

それでは、ご協議いただきますテーマである「学校と保護者・地域住民等による学校づくり、地域づくりについて」説明します。

このテーマについては平成28年度の第1回総合教育会議においても教育長の所信表明のなかで教育を取り巻く問題についてお話をさせていただきました。学校や地域の教育力の低下とともに、少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化が進む中で、それぞれが果たしていく義務よりも、個人の権利に重きを置く風潮が強まっております。また価値観の大きな変容に伴い、子どもに対しては過保護または過干渉であったり、また反対に全く無関心であったり、さらには育児放棄や虐待など、子どもが犠牲になる事件も後を絶たない状況です。利己的な人間関係だけで、つながりが希薄になっていることから、地域においても子育てを支援するという機能が弱体化しており、子育てに対する不安感や負担感がより大きくなって、子育てが大変な時代、大変な社会になっているのではないかと考えております。

また学校では、少子化によって児童・生徒が減少しており、それに伴い学校の小規模化が進んでいます。学校が一定規模の集団を前提とした教育活動、例えば運動会や修学旅行などの学校行事、部活動、授業等を進めていくうえで、その活動が制限・制約されているのではないかと、小さな集団での人間関係の固定化によって、子どもたちもその弊害や影響を受けていないか、ということも考えております。

教師につきましても、長時間勤務が大きな問題となっております。家庭や地域社会が学校や教師に求める役割が増大しています。これまでの教師による、子どものためであればどんな長時間勤務も良しとするような、そういう働き方の中で教師が疲弊しているのであれば、それは子どものためにならないのではないのでしょうか。

これらのことはただ単に子どもとか、その家庭、学校だけの問題ではありません。社会全体の問題ではないかと思えます。子どもたちの将来、未来の子どもたちのために、私たち大人が何をすべきか、真剣に考えていかなければなりません。そのようなことから、今回、教育委員会が所管しております学校と公民館、この二つの教育施設の現状や課題、これからのあり方、方策などをこの会でご協議いただく中で、これから取り組むべき方向性が見出せるのではないかと思ひ、協議テーマとさせていただきます。

ました。ぜひ皆様からご意見をいただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(市長)

では「コミュニティ・スクールの導入について」事務局より説明を求めます。

(学校教育課長)

コミュニティ・スクールについての意義や課題、今後の進め方等についてご説明させていただきます。

コミュニティ・スクールは、学校運営協議会制度というもので、各校で設置される学校運営協議会において地域の方、保護者、学校がそれぞれ意見を出し合いながら学校の運営方針を定めていくという制度です。学校運営協議会では学校運営に関して、保護者や地域の思ひを、校長や教育委員会等に述べるすることができます。また、校長はそれを含んだ学校の運営方針・経営方針を作成し、そこで承認をしていただくというものです。が、学校運営協議会の委員はその実現のために教職員の任用に関しても意見することができるというのが制度設計の核になります。

学校運営協議会の委員は、学校からの推薦によって教育委員会が委嘱することとなっており、そのメンバーとしては、学校評議員、公民館長、自治会長、主任児童委員、学識経験者、PTA 役員、保護者の希望者等が考えられるほか、地域学校協働活動推進員にも是非入っていただきたいと考えています。地域学校協働活動推進員については市内でも既に導入している学校が複数あるのですが、その役割は学校の要望や教育課題に対して地域の方に協力依頼をしたり、様々な活動に参加していただいたりするなど、学校と地域をつなぐコーディネーターであります。現実としては多くの学校において、その役割を教頭が担っておりますが、コミュニティ・スクールの導入に当たっては地域の中からコーディネーターを見つけて、学校運営協議会に入ってもらい、学校の中はコミュニティ・スクール、地域のまとめ役としては地域学校協働活動推進員、この両輪で学校・地域をまとめていく、そういうイメージであります。

コミュニティ・スクールが導入されるメリットとしては、これまで学校評議員制度があったり、学校評価委員会があったりと、それぞれに学校の方針を伝達し、協力依頼していたものが、コミュニティ・スクールによって関係者が一堂に会し、学校の課題や情報等を共有していただけるという点です。いじめ問題や虐待等の学校に関する課題を共有し、皆が同じ土俵で話をさせていただくことができる、またこれまでは一方的に学校の思ひや願ひを伝え、協力していただくというスタンスが多かったのですが、逆に地域の思ひや願ひを発揚していただいて、それについても学校も協力しながら、子どもと一緒に取組んでいくことができるというメリットがあります。

また、学力や放課後の過ごし方等の学校の課題について、保護者や地域の方が積極的に関わることによって、地域の方々にとってもやりがいや生きがいを見つけていただけるという点や、また大規模災害への対応などの地域課題について、学校と地域が一体となって取り組むことができるという点もメリットとして挙げることができます。

今後の課題として考えられているのは、人材の確保であります。人口減少に加え、定年制の延長や再任用の制度などで、今まで協力してくださっていた60代前半の元気なシニア世代の方の確保が難しくなるおそれがあります。その対応策として、一校に一つのコミュニティ・スクールという発想ではなくて複数の学校を同じ地域としてコミュニティ・スクールに取り組む方法や、小中連携等、考え方は様々ございます。そういった考え方をいかに説明していくかということについても、今後の検討課題であると思います。

今後の進め方についてですが、来年度は南小学校、川滝小学校、寒川小学校、長津小学校、小富士小学校の5校がモデル校として取り組みます。これらの学校で実践する中で、今述べたような課題についても検証し、その成果を順次、市内に広げていく予定です。一斉に全ての学校に導入するのではなく、準備のできた学校から取り組んでいくという方針で進めたいと考えております。

(市長)

コミュニティ・スクールの現状について学校教育課長から説明がありました。それぞれ意見があればお願いします。

(教育長)

学校教育課長から説明があったように来年度からモデル校として5校が取り組むのですが、最も大事なものはコミュニティ・スクールとはどういうものかということ、委員になられる方はもちろん、それ以外の保護者や地域の方にきちんと分かっていたいたうえで進めていくことであると思います。組織が出来たけれども何をしているのだろうか、名前は聞くが中身がよく分からないということにならないように、しっかりと情報発信をしたうえで、学校が「こういうところが困っている」「こういうところを支援していただきたい」とか、また反対に地域の方から「地域でこういう問題があるので、学校も一緒に考えてくれないか」とか、それぞれが当事者意識をもって取り組んでいただくような形で進めていただければ、うまくいくのではないかと考えます。

(市長)

他にはないですか、篠原祥子委員どうぞ。

(篠原祥子委員)

今の学校は、情報発信についてはよくできていると思います。保護者へのお便り等もそうですが、ホームページも大変充実しており「開かれた学校」の取り組みは、本当

にうまくいっていると思います。

先ほどのお話にありましたように、地域の方は学校評議員や読み聞かせ、児童・生徒を守る協議会等の様々な活動に対し、学校から「協力してほしい」と言われると惜しみない協力をしてきているので、今の状況であっても十分に、地域と共にある学校であると感じますが、コミュニティ・スクールの導入に当たっては、もう一歩進んだ形にしなくてはならないように思います。その際に要になるのは、やはり学校運営協議会の人材であり、学校評議員などの各種団体の長により構成されている協議会等が土台となるかと思うのですが、私としてはこの取り組みに、企業にも参画していただけると良いのではないかと考えます。

先日、三島東中学校の少年式に参加させていただいたのですが、その際の記念行事で企業合同説明会という初めて行う取り組みを見学させていただきました。大まかに申しますと、18企業が自分たちの仕事などをアピールするブースを構え、そこを子どもたちが訪れて説明を聞く、というものだったのですが、地域の働く人に学んだり、地域の大人たちと関わったりすることは、子どもたちの感性を磨くことにもつながりますし、自らの将来の仕事を考える機会にもなったかと思えます。この取り組みに至る経緯について、学校に「どのようにして、こんなに多くの企業の参加協力を得られたのか」と質問したところ、「学校では負担が大きく、民間の人事コンサルタントの協力を得て成しえた」との旨返答をいただきました。やはり企業の方が入ることで、教員では経験できないことや、教員の視野外のこと、これが最も重要なのですが、教員の視野外の見え方も聞くことができますし、さらには、これからの行事や予算面においても支援していただくことが可能なのではないかと思いました。

先ほども教頭の負担という言葉が出てきたのですが、学校に関わるボランティアの事務局は全て教頭で、さらにコミュニティ・スクールの導入に当たって負担も増えることと思うのですが、軌道に乗り、先ほども言っていた理想的な形で教員の負担が軽減されることを願っています。

(市長)

他にはないですか。東委員どうぞ。

(東誠委員)

学校はこれまでも地域の力を借りて、地域の学校として営んできたと思うのですが、あえて今回のコミュニティ・スクールの導入する利点というのは何かを重点において、私の経験を重ねながら考えたこととお話しさせていただきます。

私は以前、平成24年度、25年度に文科省と県教委の指定を受けて、特色ある道徳教育推進事業で「国を愛し、郷土を愛する心を養う」ということについて研究に取り組んだことがあります。その学校は、校区の歴史も古く、独自の文化、伝統も多く残されており、まちおこしのために熱心に活動している人もいらっしゃいました。見守り隊

の人たち、読み聞かせの人たち、たくさんの地域の支えによって子どもたちは生活しているのですけれども、その中で、子どもも保護者も、地域やふるさとに目を向ける機会が少なくなっている、そして地域の方への感謝の気持ちも薄れていると感じました。そこで、地域に働きかけて、郷土の魅力的な人材や素材を掘り起こして、子どもの関心を高める工夫をしたり、体験活動を取り入れたりして、また家庭や地域との連携を図ったりするなかで、子どもは地域に対する愛着が湧き、地域で出会った人や物、事に対する誇りや憧れを持つようになってきました。

しかし、学校というのはその取り組みの重要性を理解しながらも、現実には、求められる課題が次々と舞い込み、教職員のメンバーも代わっていくため、規定された研究だけにとどまることは出来ません。もちろん、校長も代わります。それらのことを考えたときに、今回のコミュニティ・スクールの導入は教職員の異動があっても、その学校独自の地域との組織的な連携とか協働体制がそのまま継続していけるという強みがあると思いました。そして、先ほど言ったように、これまでも学校は地域の方たちのサポートを受けて成り立っていましたので、中には「コミュニティ・スクールであえて何をするのか」という考えの方もいるかもしれませんが、学校教育課長の話にもありましたように、今まで点の存在であった方たちがよりつなぎ合わさり、「地域の学校のこと、地域の子どもの成長のことを考えていこう」「私たちにもできることがあるんじゃないか」と地域の方たちの意識が高まり、地域の方たちの意識変革となる取り組みになるならば、学校にとって大きな力になると思います。また、子どもたちも体験活動等を通じ、地域の方たちと、より多くの顔が見える関係が出来ることで、地域の方たちが自分たちを支えてくださっているということを知り、自分が地域の一員である自覚が深まっていくと思います。以前の、本市の教育基本方針に、ふるさとは生涯忘れえぬ、生（生きる）の原点である。そのために学校教育は云々というものがありました。子ども時代にまちへの愛着を育てることが、将来のまちづくりの担い手の育成の一端にもつながるのではないかと考えました。

ただ、私は理想的なことを多く述べましたが、学校現場の大変さはコミュニティ・スクールの導入だけでは解決されない部分が多くあるかと思えますし、コミュニティ・スクールの導入が返って学校の負担にならないように、これまでの組織や環境をうまく取り入れて進めていかなければいけないとも感じています。

（市長）

東委員は、コミュニティ・スクールの導入によって現場の先生の負担が軽減されるとお考えですか。

（東誠委員）

コミュニティ・スクールは今までの既存の組織や地域学校協働活動、地域と学校の協働体制を作るというものですが、これを今までと同じように教頭が担うのであれば

却ってマイナスかと思います。それをどのように、うまく力を貸してもらおうのかというところが難しいところだと思います。

(市長)

事務局長的な役割は教頭が担うわけですね。

(東誠委員)

学校側は教頭、地域の方はコーディネーターがマネジメントすることになるかと思っています。

(市長)

コーディネーターの役割はどのようなものか、また教育委員会に対して、どうしてこんな手間のかかることをするのか、という声は出てきていないのか説明願いたい。

(学校教育課長)

他市では、地域の公民館長等の学校運営協議会の委員長が中心となって校長・教頭と話をしながら進めている事例があり、例えば新居浜市の泉川小学校・泉川中学校が大変協力的にコミュニティ・スクールを運営しています。学校が、放課後児童クラブの方を雇いたい募集がないという問題を抱えた際、地域のお年寄りの方や保護者等が来て、一緒に放課後に学習を見たりしてくださる。そういったことだけでも、学校の学力向上であったり、放課後の過ごし方が心配な子どものケアであったりという課題が解決されます。また、緑化活動にも地域の皆さんが協力してくださったり、さらには、積極的に授業の補助にも入ってきてくださったりしています。例えば、家庭科の裁縫は個別指導が大変に必要な授業なのですが、地域のお年寄りの方が、自分の今までの経験を生かしてマンツーマンに近い形で、大勢入ってきてくださっています。

こういったことは教師一人で出来るようなものではありません。ただし、それを学校がコーディネートして地域の方に呼びかけて、「来てください」と人集めから始めると、やはり先生の負担が大きい。そこで、地域の核となる方に「学校はこういう人材が欲しいです」とお願いすれば、地域の方々に声をかけてくれて「みんなでいこう」という流れができます。この部分を担うのがコーディネーターです。

また、どうしてコミュニティ・スクールを導入するのかという否定的な意見は今のところありません。

(市長)

私は、自分たちの負担が増えるのにどうしてやらなければならないのか、という意見の先生の方が多いのでないか思うのですが。

(学校教育課長)

地域との交流がしっかり出来てない地域にとって、人材を集めたり理解を図ったりするところはエネルギーが必要なもので、その点は苦勞するかもしれませんが、コミュニティ・スクールの意義等をしっかり説明し、理解いただくことでクリアできると考

えています。実際に市内でも私が勤務した豊岡小学校では、既にボランティアで授業に入ってくださっている方がおまして、公民館長や主事さん等にお願いと、そこから呼びかけてくださってすぐ対応していただく体制ができていました。勤労生産の田植えや芋差し等もJAの方が協力してくださいました。地域との深いつながりができていれば、うまくいくというのは間違いないかと思えます。

(市長)

地域の中に人格と見識を備えたリーダー及びサブリーダーがいて、その人たちが機能すればうまくいくということでしょう。他に委員の皆さんからないですか。

(鈴木千明委員)

私は、うまくいけばという話は置いておいて、やはり先生の負担は増えると思いますし、地域の負担も増えると思います。コミュニティ・スクールを導入するということは、皆がエネルギーを出し合わないとは成功しないということだと思うので、いずれうまくいったら負担が減るというものでもないと思います。ソーシャルキャピタルという地域の人材や資源を集めるということは、継続することがまず負担になります。もちろんその継続によって、皆さんがおっしゃられたように学校の教育や子どもたちにとって大きなメリットになる面もあるのだと思います。

コミュニティ・スクールのソーシャルキャピタルという概念に加えてもう一点、学校運営協議会がすごく大きな権限を持つという点については慎重に考える必要があるかと思えます。法律で示された権限の解釈によっては、学校に対し非常に強く意見することもできますし、皆さんがおっしゃられたように学校から地域への協力や人材の要請ができる反面、コミュニティ・スクールをコミュニティのスクールであると捉える方もいらっしゃるかと思うので、学校はこうであってほしいという地域からの要望に対する説明責任も生じるのではないかと思えます。

また、学校運営協議会という大きな権限を持つ組織にどのような委員を選定していくかについては、篠原祥子委員もおっしゃったように、土台になるのは地域で活動している団体の長にあたる方等であると思うのですが、そういった方々が集まる組織を作るとマイノリティや少数意見が没却してしまうと言われていています。学校側から見れば学校運営協議会という組織は、様々な分野から多様な人材が集まっているように感じるかもしれませんが、地域住民側から見れば、団体の長になるような方は、経済的に豊かで、社会的立場も強い人が多い傾向にあると言われていています。ですので、学校運営協議会の決めたことはみんなが決めたことだから、という風潮が行き過ぎてしまうと、ただでさえ小さな少数意見の声も、より一層上がってこなくなる危険性があるので、学校運営協議会の委員の選び方や、少数意見をいかに発掘していくかという点においても、先ほど学校教育課長がおっしゃられていたようなコーディネーターの育成やコーディネーターとの連携は大変重要であると思えます。私としては、まだはっ

きりと、どうしても必要という認識には至っていません。

(市長)

私は現場の先生方の精神的な圧迫感が続くことになれば非常にマイナスだろうと思います。校長会や教頭会でコミュニティ・スクールを説明したときの反応はどうだったのですか。

(学校教育課長)

モデル校になった学校は積極的な捉え方の方が多いです。地域の中心になるコーディネーターの心当たりがない学校においては慎重な意見があるのが事実ですが、地域の核となるような方がおり、協力してくれる体制が整っているところに関しては、前向きな反応です。

(教育長)

学校側から色々な情報発信をするのですが、いい情報だけでなくマイナスの情報もきちんと発信しないといけないと思います。そうでなければ、学校がいくら「学校を助けてください」と言っても地域の方は助けてくれないかと。学校が一方的なことだけでやっていたのでは、誰も学校のことは考えてくれません。始めるに当たって、学校は大変かもしれませんが、今の学校がこうだという現状を、保護者や地域の方に分かっていたら、これに呼応して腰を上げていただけるのではないかと思います。そのためには学校、校長なりが前向きに考えて地元の方や保護者に発信しなくては、賛同は得られないように思います。現在、学校評議員会という制度がすでにあるのですが、これは校長が任意に、委員に働きかけて意見を求めるような組織になっております。そういった従来の一方通行の情報発信では、コミュニティ・スクールはうまく進まないと考えます。

(東誠委員)

確かに、地域によって協力体制に差異はあるのですが、今回モデル校として手を挙げた学校は、地域との関係がうまくできていて、協力してくれる組織があるのだと思います。そのモデル校がいい関係を保ちながら実践し、その中で課題や運営方法等のノウハウを蓄積し、皆に提示するうちに、それならばうちの学校もやろうかと、そういう広まりになればいいかと思います。教育委員会が全ての学校に来年からコミュニティ・スクールを導入しようというのではなく、準備が整った学校から取り組むという方向で考えればよいと思います。

(市長)

学校運営協議会委員の委嘱は教育委員会から委嘱するという認識でよいですか。また各校から推薦あがってくるかと思うが、それは拒否することは制度上可能ですか。

(教育長)

学校長の推薦を受けて教育委員会が委嘱します。運営に支障がある場合には、校長

が拒否できる制度になっています。

(市長)

つまり、委員の任命に当たっては校長の責任が重いということになります。何か問題が起きたときに慌てずに対応できるよう、危機管理の組織体制はしっかりと考えておく必要があると思います。

当市が想定している学校運営協議会の委員は、教員の人事権に意見することはできない、ということによいですか。そこは決して認めてはならないと思います。

(学校教育課長)

導入時点ではそこまでの権限を与えることは想定していません。

(鈴木千明委員)

法律にある、意見することができるという文言は有効ではないのですか。

(学校教育課長)

学校としてこういう点に力を入れたいので、その分野に長けた先生を派遣してほしいというような意見をすることはできます。ただ、それを実現するかどうかは、また別の話になります。

(教育長)

制度上は人事権に対して意見できるようになっていますが、教育委員会が作る規則の中で、そのあたりを制限できることになっていますので、そういった形で規則を作る方向で考えています。

(市長)

組織の運営は、拒否権を誰が持っているのかというところで、大きな岐路に立つことがあります。コミュニティ・スクールを運営していくうちに、教員の人事権に関する問題が起きる可能性は十分にあると思うので、そのあたりにも配意し、しっかりと対処して下さい。篠原理委員から何か意見ないですか。

(篠原理委員)

昨今、学校の先生方の長時間勤務が深刻な問題とされる中で、新たにコミュニティ・スクールに取り組むことは更に負担が増えることに繋がるのではないかと思われますが、これについて教育長はどのようにお考えでしょうか。

(教育長)

新たな組織を作り活動するとなると、成果を求めてすぐに何らかのイベントや行事などを開催するという方向に走りがちですが、このコミュニティ・スクールの導入においては、先ずどういうものなのかということに関係者の皆さんに理解していただくことから始めるものであると思っています。コミュニティ・スクールとは、今学校にある問題やその解決に向けた方向性を関係者一人ひとりが理解したうえで、それならば私はこういう協力ができますと自発的に、それぞれが当事者意識を持って関わって

いただく仕組みを作ることだと思っております。事務局を担うことになる教頭が、これまで以上に忙しくなるというイメージではなく、地域の方々の方から率先して、教頭のお手伝いといいますか、一緒に取り組んでいただける人が出てくる、そういう仕組み作りだと思います。当面はこれからの取り組みについて、組織の中でよく話し合っていたいただき、その後に活動を広げていくことが大切だと考えております。

(学校教育課長)

例えば、「総合的な学習の時間」にはふるさとを愛する子どもを育てるねらいで、地域について調べる活動があります。ふるさとや地域の作品、またイベントや行事を題材として扱っています。その際に教員はこれまでの地域との交流実績データなどを基に、協力いただける地域の方を探すこととなります。しかしながら、地域の中から協力者を探し、人間関係を築き、実施に向けて打ち合わせを行い、終了後は次期へ引き継ぐという一連の流れは、それだけでなく一つの物を作り上げるための事前準備等大変な労力を必要とする教員にとって、大変な苦勞であります。その部分に地域の方が入り、適任な人材を探してくださる仕組みができるということは教員の負担軽減となり、一番のメリットだと思います。学校において教員がすべきこと、地域の方がすべきことを分担することで、ひいては教員の勤務環境の改善に繋がるものと思います。また、子どもの見守り活動に関しても学校が地域の方にお問い合わせをして、打ち合わせをしてという流れが現状ですが、その打ち合わせの時間の確保が大変であるという考え方もあります。ですから、その打ち合わせを地域の方が主導して進めてくだされば、教員はその間子ども達と向き合えることができる訳です。コミュニティ・スクールの導入により仕組みが変わることで教員の負担軽減になると思います。

(市長)

県教委はどのような考え方ですか。

(学校教育課長)

県教委としても導入を推進していく方向です。

(市長)

根本的な話として、教員の採用時にコミュニティ・スクールに対する基本的な考え方について意思統一を図っていかなければ、学校現場は大変混乱するのではないかとと思いますが、それについて県教委の認識はどうですか。

(学校教育課長)

当然ながら県教委としても同様の認識を持っていると思います。また、コミュニティ・スクールを浸透させていく方策としては、モデル校において既に様々な取り組みをしている新居浜市の事例をはじめ、今後県下で導入しようとする名前が挙がっている学校での取り組みの様子、成果、課題などについて、市の教育委員会にも逐次情報共有され、校長、教頭にも共有されるという仕組みになっております。

(市長)

新居浜市がコミュニティ・スクールを先行しているというのは、地域の中に率先して取り組もうという気概のあるリーダーが居ることだと思います。

(学校教育課長)

泉川中、泉川小がそもそもの発祥です。学校の課題を地域の方々に正直に話ができる環境があり、何とかしようという地域の思いがあれば進んでいくことは間違いないと思います。

(市長)

泉川地区は特にそういう意識が強いところかもしれないですね。

他に何かありませんか。

(篠原理委員)

それぞれの学校で今コーディネーターという役割の方を選考中だと伺っていますが、コーディネーターの役割は学校の考えを地域に伝えたり、学校と支援スタッフとの連絡調整をしたり、地域住民に助言をしたりと実際の活動をリードしていく方になると思いますので、大変期待したいと思います。

(市長)

コーディネーターには公民館長、それに準ずるような婦人会長、PTAや愛護班の役員などが務めることになるのだと思います。日頃から地域で活動しているような人でなければ上手くいかないと思います。それに関しては校長、教頭が良くご存じだと思いますが。

他にご意見はありませんか。

(鈴木千明委員)

コミュニティ・スクールという仕組みの中では、今学校で働かされている先生だけでなく、これから先生になる方も含めて、教職員としての考えをしっかりと持っておかなければいけないと思います。学校だから思ったことを何でも意見していいということではなく、少し分かりにくいですが例えばこれが行政だった場合、事情をよく知らない人が市役所に意見したとしても、行政職員の専門的な見地から判断して「これはできません」という線引きをしていただけたらと思います。これと同様に学校の中に地域コミュニティの力を持つてくるということは、専門外の人が学校に意見するということでもあるので、そこは学校側がしっかりと教師の専門性を明確にしておいて、どこかでノーと言えるような体制を整えておく必要があると思います。これは校長や教頭だけでなく、全ての教職員にそういう認識を持っていただいたうえで、コミュニティ・スクールを導入していかなければいけないと思います。

(市長)

現場の先生方のコミュニティ・スクールに対する知識と見識は求められると思いま

す。先ほども申し上げたとおり、教員の採用時に十分に認識しておいてもらわなければいけないと思います。

来年度からモデル校の5校を起点としてスタートしますが、これに関する校長会や教頭会は開催する予定ですか。

(学校教育課長)

既に何度も打ち合わせをしております。当然ながら導入後も、課題について相談したりする場を定期的に持つ予定です。また、この3月1日には講師の方をお招きし、コミュニティ・スクールの運営協議会委員になっていただく可能性のある方等にお集まりいただき、コミュニティ・スクールについて学習する機会を設けております。今後もそういった機会を定期的に設けるとともに、コミュニティ・スクールの関係者が悩みや課題などについて話し合う場も設けたいと思っております。

(篠原祥子委員)

最後にいいですか。私は一番大事なのは家庭教育だと思っています。ですから保護者の方にはコミュニティ・スクールの導入に当たって、地域に子どもを育ててもらっている、地域に支えてもらっているということを理解していただき、家庭での教育が大切だということをより自覚してほしいと思います。それにより家庭では生活力やしつけ、地域では社会力、そして学校では本来の目的である学力、この3つを分担して、三位一体となっている状況が理想だと思います。今はまだコミュニティ・スクール導入前ですから、正直なところ私たちもどうなるのか分かりません。でもこれは市として推進していることなので、上手くいくようにとの思いで今日は意見を言わせていただきました。少子化が進み、これに関するいろいろな問題を学校では抱えておりますが、コミュニティ・スクール導入後、話し合うべき問題として地域から教育委員会に上がってくるのが理想ではないかと思っています。コミュニティ・スクールが上手くいくためには市民のみなさんの理解が重要だと思いますので、市長におかれましても折に触れて、市民のみなさんにお話くだされば助かります。よろしくお願いします。

(市長)

コミュニティ・スクールの取り組みは、まだ全国で四分の一くらいですが、これが過半数を超えてきたときにはおそらく小中学校を中心に一気に広がるかと思います。今日の段階での市教育委員会のコミュニティ・スクールの導入に関してはよろしいでしょうか。今後取り組む中で解決困難な課題等があれば、またこの会議で協議しましょう。

(2) 公民館のあり方について

(市長)

それでは「公民館のあり方について」を議題とします。説明をお願いします。

(生涯学習課長)

先ほどの「コミュニティ・スクールの導入について」の協議の際にもありましたが、地域との連携という意味で公民館は重要な役割を果たすものと考えています。その公民館の現状と今後の方向性についてご協議いただきたいと思います。

まず、公民館の設置の目的ですが、社会教育法の定めにより市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

事業については資料にあるとおり、定期講座を開設すること、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催することなど社会教育法第 22 条に基づく事業を実施しております。

次に公民館の現状として、まずは設置状況ですが、川之江・新宮地域に 6 館、伊予三島地域に 7 館、土居地域に 6 館の合計 19 館あります。そのうち、川之江・新宮・伊予三島地域の 13 館が直営方式、土居地域の 6 館が委託方式です。直営方式の公民館に関しては、市職員が主事を務めており、また、公民館業務に係る経費については市の会計から直接支出をしています。

委託方式の公民館については、土居地域の 6 地区にある土居地域公民館運営協議会へ人件費を含むソフト事業の実施を委託し、主事についても運営協議会が地元より選任しています。維持管理費については直営方式の公民館と同様に市の会計から直接支出をしている状況です。

職員の配置についてですが、館長は全地域教育委員会が任命をしており、主事補については、川之江・新宮地域は個人委託、伊予三島地域は市臨時職員、土居地域は運営協議会が直接雇用しています。休日・夜間の管理人については、川之江・新宮・伊予三島地域は個人委託、土居地域は運営協議会が個人に委託しています。雇用形態については地域により若干の違いはありますが、人員体制としては全地域ほぼ統一されています。

利用状況について、平成 29 年度の実績ではありますが年間延べ約 26 万 8 千人の方が公民館を利用されています。各館の利用状況については後ほどご説明させていただきます。

続いて、運営方式に係るこれまでの協議の経緯ですが、新市発足時の合併協議では

公民館の運営については当分の間、現行の形態で行うこととし、新市発足後に調整をするという方針でありました。これまで、平成17年に土居地域の主事を市臨時職員とする方向で、また平成19年には逆に全地域において土居地域と同様に委託方式にするという方向で協議が行われたのですが、結局結論は出ませんでした。公民館長会の方でも度々この件について話し合いを続けておりますが、それぞれの方式についても一長一短ありますし、また、地域の特性等の事情からなかなか纏まらないというのが現状です。今年度も土居地域の中で、直営方式と委託方式のどちらがよいのかという協議の場が持たれましたが、結局現状が良いという結論に至っております。公民館の現状については以上ですが、資料にありますように、現在2つの課題を抱えております。

まず1点目が、社会教育法による利用制限です。公民館については先ほど申しましたとおり社会教育法の適用を受けています。基本的には社会教育事業に係る利用に留められており、例えば政教分離、営利事業の利用禁止、私塾的な利用の禁止など様々な制限があります。しかしながら、現在の利用においては公民館に関わる社会教育関係団体や、市民講座から派生した自主サークルなどのグループ活動がメインになっており、地区住民の誰もが様々な形で利用できるという状況ではありません。現在は生涯学習の場というよりもカルチャースクールといった、コミュニティセンター的な利用が多くなっています。そのような中、昨年4月に開館した川之江ふれあい交流センターは、地域コミュニティの連携拠点として、自主サークルなどのグループだけではなく、広く一般の方々にも様々な活動で利用をされています。これまでのように社会教育法の適用を受けることなく、住民が中心となって地域の活性化を図っていくための拠点施設となっていることから、今後の公民館のあり方を検討するうえで、どうあるべきかという一例になっていると思います。

また2点目として、市長部局の地域振興課では地域コミュニティ活性化事業を推進しており、公民館単位で地区コミュニティ協議会というものを順次設立しています。地域コミュニティ活性化事業とは、住民自らが地域の課題を見つけ出し、その課題解決に向けて多くの住民が共に行動することで、人と人の絆の再生や地域力の強化を図る事業です。現在、公民館がこの事業の拠点となっておりまして、今後、公民館が地域づくりの拠点としてより役立つ施設となるために、また、地域の実情や目的に合った運営ができるよう、あり方について検討していく必要があると考えています。

最後になりますが、今後の方向性ということで、公民館は従来の趣味、教養のための生涯学習の場としての拠点というだけでなく、地域コミュニティの拠点ともなっております。もっと言えば今はその役割の方が強く求められているように感じます。現状を踏まえ、今後の公民館のあり方を考えていくうえでは、地域振興課とも連携を図りながら、調査、研究を進めていく必要があると考えております。

資料9Pからは参考資料を添付しています。維持管理経費については、各館若干ばら

つきがありますが、これは建物の規模等によるものです。事業費の比較では、土居地域の公民館が平均額より少し高い事業費となっています。また、川之江・新宮、伊予三島地域の補助金の内容については、ふるさとづくり推進事業に対する補助金であり、地区毎で実施している夏祭り、文化祭、町民運動会などの主要事業の実施に当たって各地区にあるふるさとづくり実行委員会などに交付しているものです。土居地域にはこの補助金がありませんが、これは委託方式によるもので、補助金相当分がそれぞれ報償費や消耗品費等の事業費の中に含まれています。

また、利用状況についてですが、これは公民館単位での比較というよりは、公民館と川之江ふれあい交流センターとの対比ということで見ていただきたいと思います。地区の規模や、施設の複合化の状況にもよるとは思いますが、それでも川之江ふれあい交流センターにおける主催事業以外での利用人数の多さが分かっていただけだと思います。

さらに使用料収入の状況を見ていただきたいのですが、公民館については生涯学習の場としての利用が主であるため使用料が発生するケースがほとんどないのに比べ、川之江ふれあい交流センターでは多くの方が様々な用途で利用していることから、9カ月間で128万円、1月末現在では154万円の使用料収入があります。

最後に交流センター条例、交流センター条例施行規則を添付させていただいておりますが、条例の第3条を見ていただきたいと思います。交流センターで行う事業については、地域住民の相互交流の促進に関する事業、地域活動の推進及び支援に関する事業、それと公民館でも実施しております生涯学習の推進に関する事業となっており、社会教育法にある公民館事業の内容と比べて、いい意味で寛容な、利用者にとっては間口の広い事業内容になっていると思います。これまでの公民館で実施していた事業を踏襲しながらも幅広く、多くの方に利用しやすい形態、施設となっているように思います。こういった一例を含めて、公民館の今後のあり方についてご協議をお願いします。

(市長)

社会教育法に基づく公民館は実情と合わなくなっているとのことですが、これに対し現在国ではなにか議論がされていますか。

(生涯学習課長)

国において今のところ大きな議論にはなっておりません。

(市長)

公民館のあり方を定める法律が公民館の活動の内容を制限する法律となってしまうというのでは非常に残念です。実情に合わない法律は変えていかななくてはいけないというくらいの問題意識を持つことが、末端の行政である市や町には必要だと思います。愛媛県ではこの議論についてどうですか。

(生涯学習課長)

県においても今のところ議論はされていません。

(市長)

資料に、利用の制限がかかることで多様化する地域住民のニーズや社会の変化に対応することが難しい状況とありますが、これが実情ということですか。

(生涯学習課長)

そうです。

(市長)

この問題をそのまま放置していても状況は何も変わらないと思います。機会あるごとに、例えば法律を改正してほしいといったような現場の声を上げていかなければ、いつまでもこういう状況が解消されないと思います。交流センターのような施設に変えていかなければ。そのためには法律の制限を受けて非常に活用しづらい、行政として支障があるということ、皆さん方が声を上げていかななくてはいけないと思います。不自由を感じているのは当市だけではないでしょう。地域で活動している人の中には、せっかく施設があるのに用途によっては使用できないと法律がネックになっていると感じている人もいます。そういうところを根本から変えていく必要があると考えます。公民館について何かありませんか。

(教育長)

社会教育法により公民館の活用が制限されることについて、その解釈等について疑義が生じた場合は県を通じて文科省に問い合わせを行い、それに対する通知が出れば市はその通知に基づいて事務を進めることとなります。ただ、時にその通知に対する解釈が自治体によって異なっていることがあり、これがまた愛媛県だけでなく全国においてもそれぞれで県や市町の考え方が異なっていれば、そもそも公民館の解釈自体が異なることになる場合もあると思います。それを踏まえたうえで、当市ではこういう方針を進めていこうと決定して公民館運営を行っている訳ですが、それが現状に合っていないということを我々はみな自覚しております。なぜ現状に合っていないのかといえば、公民館自体が戦後の昭和 21 年ぐらいに、地方の青年等の教育をしなければならぬということで創設されたものであり、そこで青年団、婦人会、老人会など様々な団体を対象に各種事業や学級を開いてきたという背景があります。ただ、現在ではそれらの団体組織が徐々に弱体化している中で、これまで公民館が背負ってきた役割が時代の趨勢もあり、今の時代の動きと上手く合っていないということだと思います。それを今の時代に合った形にするためには、公民館のあり方自体を考える必要があります、強いて言えば施設の名称を公民館とせずとも、例えばコミュニティセンターという言い方に変えた方がより動きやすいのではないかとことです。現在、市内に公民館は 19 館ありますが、それぞれ活動内容も違いますし、人口規模も違うため、それを一

律に比較することについては難しいところもありますが、社会教育法の縛りをどうするか、また、職員をどう配置していくかという基本的な方向性だけは決めていくべきではないかと思います。

(篠原祥子委員)

昨日、市民自治推進委員会がありました。そこで説明を受けた自治基本条例の中に、「地域の課題を解決するために公民館を地域のコミュニティの連携拠点とする」という文章があり、そこで私の考えとして、これは公民館の現状と矛盾しているのではないかという意見を言わせていただきました。その会の委員長を務められている愛大教授の話として、松山市には公民館が41館あるそうですが、公民館の中に公民館の組織とは別のまちづくり協議会という組織を作って、公民館では制約を受けてできないところの活動をしよう、新しい市民の集いの場にしよう働きかけをしたそうですが、10年間で約半分の公民館で新たな組織が生まれたということでした。現状の公民館という位置づけのままで私たちが求める集いの場を作るには長い時間が掛かると思いますので、先ほどの教育長の発言のように公民館という名称を変えれば動きやすくなるのではないかと思います。

(市長)

戦後すぐに作られた法律なので時代に合わない部分は変えていくという議論も必要だと思います。ただ、社会教育に関わる法律を改正するということに対しては能動的な動きは起こりづらいかもしれませんが。

(篠原祥子 委員)

法律の改正が難しいのであればこちらで実情に合うように形態を変え、使いやすいようにする必要があると思います。

公民館の実情として、特に中途半端に三島公民館は都市型であり、近くに市役所や児童館、図書館もあるという立地の中で、普段公民館を利用しない人に「公民館とはどういう所か」と尋ねたところ、避難所であり選挙に行くところという答えが返ってきました。また、三島小学校の子ども達に「三島公民館はどこにあるか知っていますか」と尋ねた際、知らないと答えた子もいました。そのくらい公民館の存在がなくなっています。公民館自体に自発的な講座などもないですし、大きな事業にしても公民館まつり、サマーフェスティバル、町民運動会の3つくらいしかありません。ただ最近、運営されている子ども食堂は良い兆しだと思います。子ども達も平日は忙しく、寄り道もできませんが、週末の土日には公民館に集まり保護者と関わりながら、みんなでお食事をして、勉強をして、そして遊ぶ。こういった使われ方が理想的であると思います。

(市長)

本来の公民館の活動で支障になっている部分があるのなら、活動しやすいように変

えていく必要があります。交流センターの機能の方がはるかに求められる役割が大きい訳です。川之江ふれあい交流センターができましたが、かれこれ20年くらい前に既に三世代交流センターという発想がありました。時間は掛かりましたが、発想自体は正解であったのでようやく現実になったということです。

他、何か公民館のことでないですか。東委員どうですか。

(東誠委員)

公民館のあり方とか、まちづくりの拠点とかいろいろ言われても、それぞれ求められることがたくさんあり、その上、法的な縛りの中で動かなければならないという状況では、教育委員会事務局はご苦労なさっているのだと思います。また、川之江ふれあい交流センターが完成した際、これまでとは異なる時代に合った新しい物になるのであれば、今までどおり教育委員会の管轄でいいのだろうかという疑問も湧いてきました。ただ、公民館のあり方を問う中では皆さん求めているものは同じであり、法律に関しても市長のお考えを聞いてすっきりしました。

(市長)

地域交流センターも実際に運営してみたら問題がない訳ではありません。問題はあっても、それでもそういう形が正解だったとは思っております。一つの理想としてはおじいちゃん、おばあちゃんが孫を連れて遊びに来る、そして迎えにお父さんとお母さんが来るというスタイルがあると思いますが、現実にはそうはなっておりません。圧倒的に児童館機能の利用が多く、お母さんが子どもを連れて遊びに来ています。それはそれでいいことだと思います。

公民館に関しては様々な意見があると思いますが、また機会があると思いますので是非議論をしたいと思います。

また、緊急の事案が発生した場合にも招集をいたしますので、その際もよろしくお願いたします。大変ご苦労をお掛けしました。ありがとうございました。

4. 閉会

【午前11時30分閉会】